

福岡県公報

平成29年4月14日
第3884号

目次

告示 (第315号 - 第325号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 1
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (畜産課) 6
- 保安林子定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 8
- 災害拠点病院の指定 (医療指導課) 8

教育委員会

- 福岡県指定文化財の管理団体の指定 (教育庁文化財保護課) 8

告示

福岡県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------|----------------------------------|
| 田川 | 香春糸田線 | 田川市大字楠576番2先から 田川市大字楠607番1先まで |

福岡県告示第316号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |
|---|----------|----------------------------|--------------|------|
| ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査 | 29年5月15日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 新宮相島漁業協同組合本所 | 新宮町 |
| | 29年5月16日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 新宮町役場 | |
| | 29年5月17日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 新宮町役場 | |

| | | | | |
|--|-------------------------|----------------------------|--|--|
| | 29年5月18日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 古賀東区公民館 | 古賀市 |
| | 29年5月19日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 古賀東区公民館 | |
| | 29年5月22日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 古賀東区公民館 | |
| | 29年5月23日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 須恵町カルチャーセンター大会議室 | 須恵町 |
| | 29年5月24日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 宇美町消防会館 | 宇美町 |
| | 29年5月26日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 粕屋町役場北側車庫 | 粕屋町 |
| | 29年5月29日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | シーメイトエントランス | 志免町 |
| | 29年5月30日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 久山町役場 旧森林組合横 | 久山町 |
| | 29年5月31日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 篠栗町総合保健福祉センター オアシス篠栗 | 篠栗町 |
| | 29年6月1日から 29年7月31日まで | | 左欄の間に行う検査については、新宮町、古賀市、須恵町、宇美町、粕屋町、志免町、久山町及び篠栗町と協議の上、指示する。 | 新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町 |
| イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査 | 29年6月1日から 29年7月31日まで | | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町 |
| ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超 | 29年6月1日から 29年7月31日まで | | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 |

| | | | | |
|---|--|--|--|--------------------------|
| えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査 | | | | 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町 |
|---|--|--|--|--------------------------|

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |
|--|-------------------------|---------------------------------------|------|--|
| 特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 29年6月1日から 29年8月31日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | | 新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町 |

福岡県告示第317号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |
|---------------------------------------|---------|----------------------------|---------------------|------|
| ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅 | 29年6月5日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | J A 筑前あさくら宝珠山宮農センター | 東峰村 |
| | 29年6月6日 | 10:30~12:00 13:00~15:00 | 小石原公民館 | |

及びおもりの検査

| | | | |
|----------|----------------------------|-------------------|------|
| 29年6月7日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 筑前町役場 | 筑前町 |
| 29年6月8日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 筑前町役場 | |
| 29年6月12日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | めくばー | |
| 29年6月13日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | ファームステーション バサロ | 朝倉市 |
| 29年6月14日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 久喜宮コミュニティ | |
| 29年6月15日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | J A筑前あさくら杷木支店 | |
| 29年6月16日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 三連水車の里あさくら | |
| 29年6月19日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 朝倉体育センター | |
| 29年6月20日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 秋月BATABATA市場 | |
| 29年6月21日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 朝倉市役所 | |
| 29年6月22日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 朝倉市役所 | |
| 29年6月23日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 朝倉市役所 | 小郡市 |
| 29年6月26日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 朝倉市役所 | |
| 29年7月3日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 小郡市体育館 | |
| 29年7月4日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 小郡市体育館 | 大刀洗町 |
| 29年7月5日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 大刀洗町役場 | |

| | | | |
|--|------------------------|---|----------------------------------|
| | 29年7月6日から 29年9月5日まで | 左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町、朝倉市、小郡市及び大刀洗町と協議の上、指示する。 | 東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町 |
| イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査 | 29年7月6日から 29年9月5日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町 |
| ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査 | 29年7月6日から 29年9月5日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町 |

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |
|--|-------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 29年7月6日から 29年10月5日まで | | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町 |

福岡県告示第318号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |
|--|---|---------------------------------------|--------------------|------|
| イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査 | 29年7月6日 | 10:00~12:00 | 小波瀬コミュニティセンター | 荇田町 |
| | | 13:00~15:00 | 三原文化会館 | |
| | 29年7月7日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 三原文化会館 | |
| | 29年7月10日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | みやこ町中央公民館 | みやこ町 |
| | 29年7月11日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | みやこ町役場豊津支所別館 | |
| | 29年7月12日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | みやこ町勝山体育館 | |
| | 29年7月19日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 行橋市仲津公民館 | 行橋市 |
| | | | 行橋市今川公民館 | |
| | | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 行橋市延永公民館 | |
| | | | 行橋市行橋南公民館 | |
| 29年7月21日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 行橋市行橋南公民館 | | |
| 29年7月24日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | サンワークゆくはし | | |
| 29年7月25日から29年9月24日まで | 左欄の間に行う検査については、荇田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。 | | 荇田町 みやこ町 行橋市 | |
| イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査 | 29年7月25日から29年9月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | | |
| | | | | |
| ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超 | 29年7月25日から29年9月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--------------------|
| えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査 | | | | 荇田町 みやこ町 行橋市 |
|---|--|--|--|--------------------|

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |
|--|-----------------------|---------------------------------------|------|--------------------|
| 特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 29年7月25日から29年10月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | | 荇田町 みやこ町 行橋市 |

福岡県告示第319号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |
|---|----------|----------------------------|----------------------|------|
| ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査 | 29年7月25日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 赤村住民センター 大ホール前ロビー | 赤村 |
| | 29年7月26日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 道の駅 歓遊舎ひこさん | 添田町 |
| | 29年7月27日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 道の駅 歓遊舎ひこさん | |

| | | | |
|---------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 29年7月28日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 添田町役場 | |
| 29年7月31日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 大任町役場 | 大任町 |
| 29年8月1日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 川崎町下真崎公民館 | 川崎町 |
| 29年8月2日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 川崎町民会館 | |
| 29年8月3日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 福智町中央公民館 | 福智町 |
| 29年8月4日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 福智町公民館方城分館 | |
| 29年8月7日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 福智町公民館金田分館 | |
| 29年8月8日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 香春町生涯学習センター（フレッシュワーク香春）1F多目的ホール | 香春町 |
| 29年8月9日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 香春町生涯学習センター（フレッシュワーク香春）1F多目的ホール | |
| 29年8月21日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 糸田町役場敷地内駐車場 | 糸田町 |
| 29年8月22日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 田川文化センター 1階展示ホール | 田川市 |
| 29年8月23日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 田川文化センター 1階展示ホール | |
| 29年8月24日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 田川文化センター 1階展示ホール | |
| 29年8月25日 | 10:00~12:00 13:00~15:00 | 田川文化センター 1階展示ホール | |
| 29年8月26日から 29年10月25日まで | 左欄の間に行う検査については、赤村、添田町、大任町、川崎町、福智町、香春 | | 赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 |

| | | | |
|--|---------------------------|---------------------------------------|---|
| | | 町、糸田町及び田川市と協議の上、指示する。 | 香春町 糸田町 田川市 |
| イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査 | 29年8月26日から 29年10月25日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市 |
| ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査 | 29年8月26日から 29年10月25日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市 |

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 検査区域 |
|--|---------------------------|------|------|---|
| 特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 29年8月26日から 29年11月25日まで | | | 赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市 |

福岡県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年12月福岡県告示第2100号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用

する同条第4項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|-----------------------------|---------------------|
| 南里配水池跡地 | 糟屋郡志免町王子三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年12月福岡県告示第2101号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 南里配水池跡地 | 糟屋郡志免町王子三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面1に記載する表のとおり |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|---|------------------|--------------|
| 田川 | 県道 | 添田池線 | 前 | 田川郡添田町大字庄2532番1先から 田川郡川崎町大字川崎54番1先まで | 9.7 ～ 20.6 | 722.0 |
| | | | 後 | 田川郡添田町大字庄2532番1先から 田川郡川崎町大字川崎54番1先まで | 9.7 ～ 20.6 | 722.0 |

福岡県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------|--|
| 田川 | 添田池線 | 田川郡添田町大字庄2522番6先から 田川郡添田町大字庄2505番5先まで |

福岡県告示第324号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、平成29年3月24日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

| 事業者の名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|--------------|----------------------------------|--------|
| 一般社団法人福岡県猟友会 | 福岡市博多区博多駅東二丁目8-22 第1よしみビル206号 | 不老 安正 |

福岡県告示第325号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川犬丸字鳴水552の1、552の2、554、555の1、555の2、556、557の2、557の3、558、560、561の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳴水554、555の2、552の1・552の2・555の1・556・557の2・557の3・558・560・561の1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市潤三丁目439番1及び439番17
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市潤二丁目15番8号
波多江 俊子

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|---------------|
| 金澤 久夫 | 行橋市大字下崎1149番地 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市武蔵五丁目19番1及び19番3から19番25まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市御笠川四丁目11番19号オフィスバリア御笠川Ⅵ6号
株式会社コムエスレート
代表取締役 田脇 紀文

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|-----------|-----------|
| 小郡市 | 平成23年度から平成28年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 横隈・乙隈の各一部 | 平成29年4月3日 |
| 春日市 | 平成23年度から平成25年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 春日原北町 | 平成29年4月3日 |
| 田川郡赤村 | 平成23年度から平成26年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大字赤の一部 | 平成29年4月3日 |

公告

合河西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏名 | 住 所 |
|--------|----------------|
| 古野 正 巳 | 豊前市大字下河内491番地 |
| 松本 亘 弘 | 豊前市大字下河内2192番地 |

2 就任理事

| 氏名 | 住 所 |
|--------|-----------------|
| 山田 剛 義 | 豊前市大字下河内474番地 |
| 藤末 孝 義 | 豊前市大字下河内2561番地2 |

公告

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、平成29年4月1日付けで次の病院を災害拠点病院として指定したので、公告する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

| 災害拠点病院の区分 | 病院の名称 | 所在地 |
|-----------|--------|----------------|
| 地域災害拠点病院 | 戸畑共立病院 | 北九州市戸畑区沢見2-5-1 |

教育委員会

福岡県教育委員会告示第9号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第39条第1項の規定により、管理団体を次のように指定する。

平成29年4月14日

福岡県教育委員会

| 名称 | 所在地 | 地番 | 管理団体 |
|-----------|------------|------|------|
| 一ノ岳のバクチノキ | 田川郡香春町大字香春 | 74-1 | 香春町 |